

消食表第 358 号
消表対第 757 号
令和 5 年 7 月 3 日

各

都道府県知事
保健所設置市長
特別区長

 殿

消費者庁食品表示企画課長
(公 印 省 略)
消費者庁表示対策課長
(公 印 省 略)

機能性表示食品に係る届出資料の再検証等について

食品表示法（平成 25 年法律第 70 号）第 4 条第 1 項の規定に基づく食品表示基準（平成 27 年内閣府令第 10 号）第 2 条第 1 項第 10 号に規定されている機能性表示食品は、安全性及び機能性に関する一定の科学的根拠に基づき、食品関連事業者の責任において特定の保健の目的が期待できる旨の表示を行うものとして、消費者庁長官に届け出られたものです。

今般、不当景品類及び不当表示防止法（昭和 37 年法律第 134 号）に基づく措置命令において、機能性表示食品として消費者庁に届出・公表された食品について、その機能性に関する科学的根拠に関する資料も含め、その表示に対応する合理的な根拠として認められないとの判断がなされました。

当該措置命令を踏まえ、別添のとおり事業者団体に対し、①届出した食品の安全性や機能性に関する科学的根拠について改めて再検証すること、②届出資料の作成・提出において、「機能性表示食品の届出等に関するガイドライン（平成 27 年 3 月 30 日付け消食表第 141 号）」及び「機能性表示食品に関する質疑応答集（平成 29 年 9 月 29 日付け消食表第 463 号）」並びに「機能性表示食品に対する食品表示等関係法令に基づく事後的規制（事後チェック）の透明性の確保等に関する指針（令和 2 年 3 月 24 日付け消表対第 518 号・消食表第 81 号）」等に基づき、適切に行われたい旨の通知を发出了したので、ご了知の上、貴管下の食品関連事業者に対して引き続き、食品表示法に基づく適切な対応をお願いします。